

(別紙) 特例対象資産一覧

家屋の所在		床面積	
所在	○町××△番地□	134.60 m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号	△番□		67.30 m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>
所在		m <sup>2</sup>	うち事業用
家屋番号			m <sup>2</sup>

※1 前年度における課税明細書に記載の単位で記入すること。(前年度における課税明細書に記載のない家屋については、家屋番号の単位で記入すること。)

※2 床面積欄には課税明細書に記載の「現況床面積」を記入すること。

※3 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付すること。

※4 特例対象資産は令和3年1月1日時点の現況で判断される。したがって、令和3年1月1日以前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合は改めて認定経営革新等支援機関等の確認を受け、申告すること。

なお、令和3年1月1日後の資産の異動・取得等は、特例対象資産の判断に影響しないため、改めての認定経営革新等支援機関等の確認・申告の必要はない。

※5 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになること。